

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人を想う」を理念として事業活動を進め、株主・利用者・従業員・取引先等全ての関係者との共栄を通じて成長・発展を継続し、社会に貢献すると共に企業価値を最大化することを目標としております。これらを実現するために必要な経営の透明性・公平性の向上、責任の明確化、意思決定の迅速化、監視機能の充実等に向け、コーポレート・ガバナンスの強化に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則をすべて実施して参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
荒木 喜貴	640,000	30.62
YHC株式会社	601,000	28.75
MSIP CLIENT SECURITIES	103,800	4.97
株式会社日本カストディ銀行	69,200	3.31
G2株式会社	61,000	2.92
村光 伸介	60,000	2.87
吉元 幸次郎	40,000	1.91
土山 茂太	32,000	1.53
荒木 喜嗣	29,000	1.39
荒木 美幸	20,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無

荒木 喜貴

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、直前の基準日(2020年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	11 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引につきましては、原則行わない方針です。しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的な判断に照らし合わせて有効であるか、又、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に留意しつつ、少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、取締役会の承認を経た上で実施致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺部 達朗	他の会社の出身者											
小林 典史	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺部 達朗	○	—	事業会社における取締役・監査役の経験と幅広い知見を有しており、客観的・中立的な立場から業務執行の監督を行うことを期待し、社外取締役として招聘致しました。また、社外取締役であることに加え、当社との特別利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。

小林 典史	○	—	長年に亘り人事部門に精通し、豊富な業務経験と実績を有しており、客観的・中立的な立場から業務執行の監督を行うことを期待し、社外取締役として招聘致しました。また、社外取締役であることに加え、当社との特別利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当者は、内部監査の実施状況等について随時情報交換を行うとともに、重要な会議に出席して情報共有を図っております。監査役、会計監査人、内部監査担当者の間の情報交換・意見交換については、会計監査人が監査を実施する都度開催される監査講評に監査役及び内部監査担当者が同席することによって情報共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について定期的に意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口 進	他の会社の出身者													
河野 博紀	税理士													
村山 輝紀	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

山口 進	○	—	事業会社における監査役の経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ独立的な経営監視を行うことを期待し、社外監査役として招聘致しました。また、社外監査役であることに加え、当社との特別利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。
河野 博紀	○	—	税理士として高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を期待し、社外監査役として招聘致しました。また、社外監査役であることに加え、当社との特別利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。
村山 輝紀	○	—	弁護士として法務全般についての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を期待し、社外監査役として招聘致しました。また、社外監査役であることに加え、当社との特別利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	5 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。また、譲渡制限付株式報酬制度の導入について決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に対する貢献意欲や士気の向上を図るため、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、取締役報酬の総額のみ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議により取締役報酬の限度額を決定しております。各取締役の報酬につきましては、規程(内規)に基づき、取締役会で協議のうえ決議しております。また、各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、取締役会事務局が取締役会の報告・議案についての関連資料を事前に配布し、その他必要に応じて個別資料の提供や情報収集のサポートを行っております。また、非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は取締役7名で構成されており、うち社外取締役が2名であります。月1回の定例取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、法定その他重要事項の審議及び決議を行うとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は毎月1回定期的に開催し、取締役の法令、定款等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視・検証する体制となっております。

監査役は、適正な監査を行なう為に会計監査人、内部監査室との三様監査で連携を保つ為に定期的な会合を行っております。

(3) 内部監査室

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査室(1名)を設置して、監査役との連携のもと、業務執行の適法かつ適正・合理的な遂行状況について監査を行い、各部門に対して問題点の指摘・改善提案とそのフォローアップを行っております。

(4) 会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境の変化に的確に対応すると共に、継続的に健全性を確保し、企業価値を高めてゆく為には、経営における透明性の向上、経営責任の明確化、迅速な意思決定と経営監視機能を強化することが必須であると考えている為、本体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は11月であるため、比較的集中日を避けた日程設定が可能です。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していくべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討していくべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページ上のIR専用ページに公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回個人投資家向けに会社説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回アナリスト・機関投資家向けに会社説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討していくべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他適時開示資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程・適時開示規程等において、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、利益阻害要因の除去及び軽減に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討していくべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、適時適切な情報を開示することが上場企業の責務であると考えております。そのため、ホームページ等を利用し、迅速・正確・公平に情報提供を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保する為の体制として、2017年6月22日の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。概要は以下の通りです。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する為の体制
 - ① 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する為、「経営理念」を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - ② 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、業務の統制を図る。
 - ③ 役職員の職務執行の適切性を確保する為、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。
又、内部監査室は定期的に会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理をする。
 - ② 文書管理部門の人事総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化する為の体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
 - ① 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行う為、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ② 取締役会のもとに事業計画ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資する為、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達する。又、代表取締役は執行役員に経営の現状を説明し、各執行役員は各部門の業務執行状況を報告する。
 - ③ 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行う為に、「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、業務を分担する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制
 - ① 「経営理念」をグループ会社各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - ② 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般に渡る適正を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - ② 当該使用人が監査役を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制
 - ① 代表取締役及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ② 監査役は、取締役会を始め重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - ③ 監査役会は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性及び効率性を高めるものとする。
- (9) 財務報告の信頼性を確保する為の体制
財務報告の信頼性確保の為、内部監査室及び経営管理部と協力しながら、財務報告の適正を確保する為、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - ① 当社の社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組む。
 - ② 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- (2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - ① 「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針とする。
 - ② 反社会的勢力の排除を推進する為に人事総務部を統括管理部署とし、不当要求に対する対応責任者を設置する。
 - ③ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除の為の体制構築に取組む。
 - ④ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ⑤ 反社会的勢力の該当有無の確認の為、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取組む。
 - ⑥ 反社会的勢力からの不要要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
当社は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという方針であり、現在迄に反社会的勢力との関係は一切ありません。各事業部門の新規取引開始時には、外部調査機関の活用及びインターネットでの情報収集を行った上で取引を実行する等、反社会的勢力の排除・防止体制を確立しております。又、万一来、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を行っており、外部の暴力追放団体主催の研修等にも参加しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

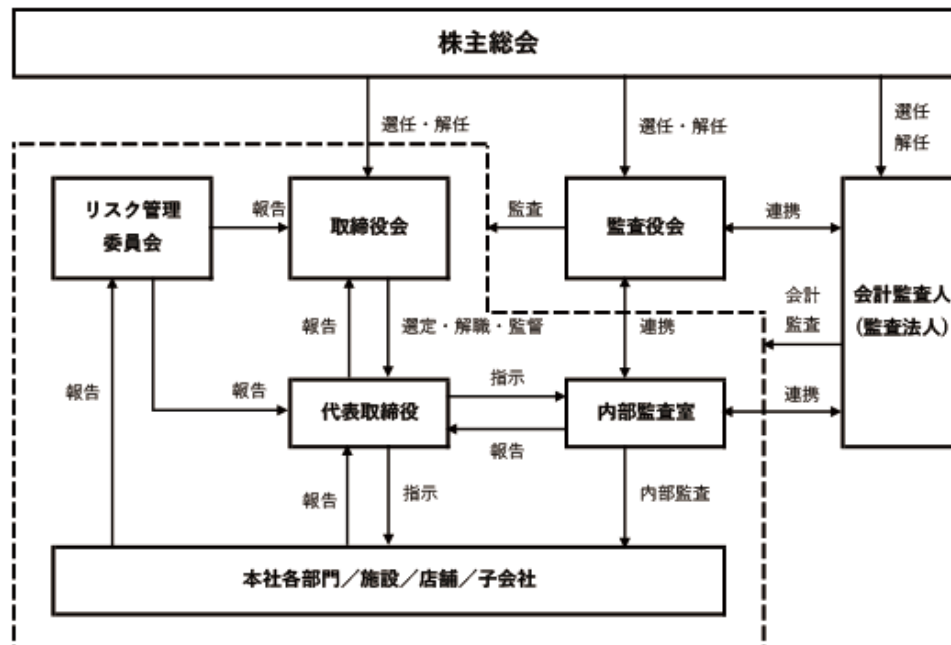
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

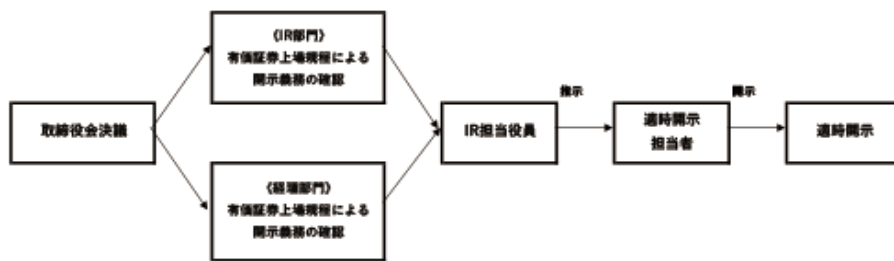
(1) コーポレート・ガバナンス体制について
模式図 (参考資料) をご参照下さい。

(2) 適時開示体制について

当社はディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。当社グループは業務の特性上、福祉・介護関連法令の改正が業務に大きく影響を及ぼすことに鑑み、それら関連情報の収集・分析に組織的に対応しております。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを得た上で、公表すべき情報は適時に公表されることとしております。



<決定事実・決算に関する情報等>



<発生事実等に関する情報等>

